

定期報告制度に関する見直しを行います！

～横浜市建築基準法施行細則等の意見公募について～

◆ 改正主旨 ◆

横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）では、建築基準法令の規定を受け、建築基準法令の施行のために必要な事項として、定期報告対象建築物やその報告周期等を定めています。

平成 26 年 6 月公布の改正建築基準法、平成 28 年 1 月公布の改正建築基準法施行令（以下「政令」という。）及び平成 28 年国土交通省告示第 240 号（以下「告示」という。）により、不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物や建築設備等については、一律に定期報告の対象とされました。これに伴い、細則に定める定期報告対象建築物や報告周期等の見直しを行います。また、その他所要の改正を行います。

◆ 改正概要 ◆

1 定期報告制度に関する見直し

1-1 定期報告対象建築物の見直し（細則第6条関連）

政令及び告示において一定の範囲の建築物について定期報告の対象とされたことに伴い、細則における定期報告対象建築物の用途・規模を見直します。また、政令及び告示で対象とされる建築物以外の特に防火避難上の安全性の確保を図る必要がある建築物について、細則において定期報告の対象とします。細則の改正内容は次の表のとおりです。

現行の細則で指定する用途	細則の改正内容
劇場、映画館、観覧場、公会堂	削除 ^{※1}
百貨店、マーケット、物販店	削除 ^{※1}
勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所	規模・階数を変更 【変更後の規模】次のいずれかに該当する場合は対象とする。 ^{※2} ①地階又は3階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上 ②その用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡以上 ③2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館	削除 ^{※1}
児童福祉施設等 ^{※3} （入所者のための宿泊施設を有するものに限る。）	政令及び告示で対象とするもの：削除 ^{※1}
	政令及び告示で対象としないもの： 規模を変更 【変更後の規模】次のいずれかに該当する場合は対象とする。 ^{※2} ①地階又は3階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上 ②2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	削除 ^{※1}
個室ビデオ店等	変更なし
複合用途建築物	新規に対象とする 【規模】次のいずれかに該当する場合は対象とする。 ^{※2} ①地階又は3階以上の階の定期報告対象用途 ^{※4} に供する部分の床面積の合計が100㎡以上 ②定期報告対象用途 ^{※4} に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上 ③2階における定期報告対象用途 ^{※4} に供する部分の床面積の合計が500㎡以上
地下街	新規に対象とする 【規模】定期報告対象用途 ^{※4} に供する部分を含み、延べ面積が1,500㎡を超えるもの

（備考） いずれの用途についても、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもののみが対象となります。

※1 細則からは削除されますが、政令及び告示で対象とされる規模について、定期報告の対象となります。

※2 その用途に供する部分が避難階のみにあるものを除きます。

※3 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

※4 政令及び告示により国が対象とする用途及び細則にて市が対象とする用途をいいます。

1-2 定期報告対象建築設備等の見直し（細則第7条関連）

建築物と同様、建築設備等についても政令及び告示で定期報告の対象とされたことに伴い、細則における定期報告対象建築設備等を見直します。また、細則で定期報告対象となる建築物に設置されている防火設備について、政令及び告示で対象とされるものと同様のものを報告対象とします。細則の改正内容は次の表のとおりです。

現行の細則で指定している種別		細則の改正内容
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（テーブルタイプ ^{※1} を除く。）	削除 ^{※2}
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプ ^{※1} に限る。）	変更なし
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ^{※3} 遊戯施設（高架のもの ^{※4} 、回転運動をするもの ^{※5} で原動機を使用するもの）		削除 ^{※2}
機械換気設備		対象を変更 【変更後の対象】定期報告対象となる建築物に設置されているもの
機械排煙設備		
非常用の照明装置		
防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く）に限る。）		新規に対象とする 【対象】細則で定期報告対象となる建築物及び児童福祉施設等（細則で指定するものに限る。）で床面積の合計が200㎡以上の建築物に設置されているもの

※1 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを指します。

※2 細則からは削除されますが、政令及び告示で対象とされる種別について、定期報告の対象となります。

※3 一般交通の用に供するものを除きます。

※4 ウォーターシュート、コースター等を指します。

※5 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等を指します。

1-3 定期報告周期の見直し（細則第6条、第7条関連）

建築物の定期報告について、報告周期を1年から3年に見直します。なお、建築設備や昇降機、遊戯施設については、変更はありません。

1-4 定期報告提出時期の見直し（細則第6条、第7条関連）

定期報告の提出時期に関して、政令及び告示並びに細則における定期報告対象建築物及び定期報告対象建築設備等については細則において「市長が定める期間」とし、次の表のとおり定めます。なお、昇降機及び遊戯施設については、「検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とし、変更ありません。

定期報告対象建築物の用途	提出時期	
	建築物	建築設備等
劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	H28 6月～8月 H30以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月
演芸場、集会場、ホテル、旅館、体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	H28 9月～12月 H30以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所、地下街	H28 6月～8月 H31以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店、展示場、複合用途建築物、個室ビデオ店等	H28 9月～12月 H31以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月
児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る。）	H28 6月から8月まで H29以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月
サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	H28 9月～12月 H29以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月

※ 建築物が複数の用途で対象要件を満たす場合、建築物・建築設備等の報告時期はその主たる用途の項によるものとします。

2 その他所要の改正

2-1 様式の廃止（細則第4条の4関連）

概要書閲覧票の様式を廃止し、任意の申請書により閲覧申請を行うこととします。

2-2 許可等の内容の軽微な変更に関する規定の制定（細則第15条関連）

許可等を受けた建築物について軽微な変更があった場合、変更内容を示した図書を提出したものについては再許可手続きを不要とする旨を定めます。

2-3 準用規定の条項の修正（細則第18条関連）

宅地造成等規制法施行令条項ずれを修正します。

2-4 自動車用の出入口の見直し（細則第20条第4号関連）

細則第20条第4号では、横浜市建築基準条例第4条の3に基づく駐車施設の構造に関する基準として、条例第47条の適用を受ける建築物の敷地を除き、敷地内の駐車施設において駐車することができる自動車の台数（以下「敷地内駐車可能台数」という。）に応じて、一定の幅員の道路に接することを求めています。敷地内駐車可能台数と自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計の値によっては、必要な幅員の道路に接しないこととなるため、今後は細則第20条の規定及び条例第47条の規定の両方を満たすことを求めます。

◆ スケジュール ◆

意見公募期間：平成28年2月1日～平成28年3月1日

施行予定日：平成28年6月1日

◆ 意見提出方法 ◆

意見公募要領「横浜市建築基準法施行細則等の一部改正に関する意見公募について」をご覧ください。